

平成18年6月13日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目37番8号

日比谷総合設備株式会社

代表取締役社長 木 村 信 也

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月28日までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第41期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表及び損益計算書並びに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

決議事項

- 第1号議案 第41期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（30頁から41頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な企業業績を反映して設備投資は拡大し、雇用・所得環境の改善により個人消費も増加の傾向を見せる等、景気は総じて堅調に推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資の抑制が緩やかとなると同時に、民間設備投資も着実に増加したため、受注環境は回復の兆しが見え始めました。

このような状況のもとで当社グループは、顧客指向の徹底を図るとともに、省エネ・リニューアル等の提案営業による受注競争力の強化と、効率的な施工体制の推進及びコスト削減による利益の確保に努めてまいりました結果、受注工事高につきましては、前連結会計年度比9.1%増の545億9千3百万円となりました。なお、主体の設備工事業における受注工事高の構成比は、空調工事47.5%、衛生工事28.7%、電気工事23.8%であります。主な受注工事は、ひぐらしの里中央地区再開発事業施設新築空調・衛生設備工事、グランドメゾン星が丘山手新築衛生設備工事、市川駅南口地区第一種市街地再開発事業B街区施設新築空調・衛生設備工事、岡山大学(医病)病棟Ⅱ期新営機械設備(衛生)工事、都庁舎解錠管理機構機器等(セキュリティシステム更改工事)であります。

売上高につきましては、前連結会計年度比16.1%増の627億7千1百万円となりました。そのうち設備工事業における完成工事高の構成比は、空調工事50.6%、衛生工事22.5%、電気工事26.9%であります。主な完成工事は、アーバンネット名古屋ビル新築空調・衛生・電気設備工事、秋葉原UDX新築空調設備工事、北の丸スクエア新築衛生設備工事、横須賀米軍体育館新設空調・衛生設備工事、V I A M A L L アピタ江南西店新築衛生設備工事であります。

この結果、次連結会計年度への繰越工事高は、前連結会計年度比1.2%減の312億7千2百万円となりました。

利益につきましては、増収による完成工事等総利益の増加により、経常利益は前連結会計年度比50.2%増の17億1千6百万円となりました。当期純利益は、前連結会計年度比10.0%増の10億1千3百万円となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 設備工事事業

完成工事高は525億6百万円（前連結会計年度比15.3%増）、営業利益は3億8千8百万円（前連結会計年度営業損失1億6百万円）となりました。

② 設備機器販売事業

売上高は78億6百万円（前連結会計年度比22.1%増）、営業利益は1億4千8百万円（前連結会計年度比454.4%増）となりました。

③ その他の事業

売上高は24億5千7百万円（前連結会計年度比15.4%増）、営業利益は1億5千2百万円（前連結会計年度比229.9%増）となりました。

(2) 部門別の受注工事高、完成工事高等、繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高等	次期繰越工事高
設備 工事 事業	空調工事	17,178	24,766	26,588	15,356
	衛生工事	9,600	14,982	11,800	12,781
	電気工事	4,864	12,387	14,117	3,134
	小 計	31,643	52,135	52,506	31,272
設備機器販売事業		—	—	7,806	—
その他の事業		—	2,457	2,457	—
合 計		31,643	54,593	62,771	31,272

(3) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 38 期 (平成14年度)	第 39 期 (平成15年度)	第 40 期 (平成16年度)	第41期(当期) (平成17年度)
受 注 工 事 高(百万円)	58,027	51,153	50,057	54,593
完 成 工 事 高(百万円)	62,232	67,317	54,065	62,771
経 常 利 益(百万円)	2,899	3,541	1,143	1,716
当 期 純 利 益(百万円)	1,675	2,210	921	1,013
1株当たり当期純利益 (円)	40.78	57.24	24.55	26.25
総 資 産(百万円)	81,204	80,310	74,211	84,128
純 資 産(百万円)	48,521	50,222	49,887	52,837

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第40期より、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 38 期 (平成14年度)	第 39 期 (平成15年度)	第 40 期 (平成16年度)	第41期(当期) (平成17年度)
受 注 工 事 高(百万円)	58,031	48,545	47,669	51,794
完 成 工 事 高(百万円)	56,145	58,696	45,284	52,177
経 常 利 益(百万円)	1,463	2,379	551	1,006
当 期 純 利 益(百万円)	805	1,249	370	540
1株当たり当期純利益 (円)	19.26	32.18	10.10	13.88
総 資 産(百万円)	64,102	62,187	55,423	64,437
純 資 産(百万円)	37,649	38,353	37,481	39,880

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第39期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日法務省令第7号及び平成15年9月22日法務省令第68号）による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期純利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

(4) 企業集団の設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原油価格の高騰や国民負担の増加による影響等の懸念すべき要因もありますが、強い内需に牽引されて、景気は引き続き回復基調を辿るものと思われまます。

建設業界におきましては、民間設備投資は継続して増加することが見込まれますが、公共投資の縮減傾向が再び拡大し、また価格競争の激化は依然として続いているため、経営環境は厳しい状況で推移するものと思われまます。

当社グループといたしましては、事業領域の拡大や、建設プロジェクトへの企画段階からの参画とコスト低減によって事業競争力、収益力の向上を図るとともに、品質・安全・環境・コンプライアンスに重点をおいたCSR活動を推進し、社業の発展に邁進する所存でございます。

なお、当社はコーポレートガバナンスの観点から、取締役会の機能強化と活性化及び業務執行に対する監督機能強化を図るため、6月29日より執行役員制度を導入いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子法人等の日比谷通商株式会社、ニッケイ株式会社及び持分法適用関連会社の日本メックス株式会社で構成され、空調設備、衛生設備、電気設備等の計画、設計、監督並びに施工を行う設備工事業と、これら設備工事に係る機器の販売等を行う設備機器販売事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

① 設備工事業

当社は、総合設備工事業を営んでおり、子法人等であるニッケイ株式会社は、設備機器の製造と設備工事の施工を行っております。

また、持分法適用関連会社である日本メックス株式会社は、建物全体の保守・維持管理と工事の中で設備工事の施工も行っております。

② 設備機器販売事業

子法人等である日比谷通商株式会社が設備機器の販売及びメンテナンスを行っております。

③ その他の事業

子法人等であるニッケイ株式会社が設備機器の製造及び販売を行っております。

(2) 株式の状況

① 株式数及び株主数

発行する株式の総数	発行済株式の総数	当期末株主数
96,500,000株	38,000,309株	3,186名

② 大株主

株主名	当社への出資状況 持株数（出資比率）	当社の当該株主への出資状況 持株数（出資比率）
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	1,527,000株（4.02%）	———
ビービーエイチフォーフィデリティ ロープライスストックファンド	1,400,000（3.68）	———
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,371,000（3.61）	1,000株（0.15%）
クレジットスイスファーストポスト ヨーロッパビービーセキュア インベストメントクライエント	1,141,000（3.00）	———
日比谷総合設備取引先持株会	1,076,660（2.83）	———
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・株式会社百十四銀行口）	900,000（2.37）	———
株式会社 三井住友銀行	853,996（2.25）	———
株式会社 みずほコーポレート銀行	853,099（2.24）	———
財団法人 電気通信共済会	838,648（2.21）	———
第一生命保険 相互会社	818,000（2.15）	———

（注）1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社百十四銀行口）の持株数900,000株は、株式会社百十四銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。

なお、当社は株式会社百十四銀行の普通株式203,054株（出資比率0.06%）を所有しております。

2. 当社は、平成18年3月31日現在で、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式207株（出資比率0.00%）を所有しております。

3. 当社は、平成18年3月31日現在で、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式169株（出資比率0.00%）を所有しております。

4. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シーは、平成17年1月14日付で大量保有報告書の変更報告書を提出していますが、株式の名義人その他が確認できないため、上記大株主には含めておりません。

また、同社は、平成18年1月16日付で大量保有者の名称に関する変更報告書を提出しています。

なお、同社の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー
保有株式数 2,680,000株（発行済株式総数の7.05%）

5. 当社は、自己株式1,504,174株を保有しております。

③ 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額
平成14年9月25日発行新株予約権	127個	普通株式 127,000株	無償
平成15年9月25日発行新株予約権	346個	普通株式 346,000株	無償

(3) 自己株式の取得、処分等及び保有

① 前期末における保有株式

普通株式 1,931,292株

② 取得株式

普通株式 139,466株

取得価額の総額 147,665千円

上記のうち、定款授權に基づき、取締役会決議により買受けた自己株式

普通株式 100,000株

取得価額の総額 104,800千円

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

③ 処分株式

普通株式 566,584株

処分価額の総額 448,734千円

④ 決算期における保有株式

普通株式 1,504,174株

(4) 主要な借入先

該当する事項はありません。

(5) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
設備工事事業	751
設備機器販売事業	60
その他の事業	66
合計	877

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状態

従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
740	18名減	43.0歳	18.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数は社員及び常勤顧問、常勤嘱託の員数で、非常勤顧問等8名、臨時雇用者4名は含まれておりません。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日比谷通商株式会社	75百万円	69.00%	建築設備機器類の販売及びメンテナンス
ニッケイ株式会社	78百万円	48.08%	建築設備機器類の製造及び販売

② 企業結合の成果

連結子法人等は上記の重要な子法人等2社、持分法適用関連会社は1社であります。

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比16.1%増の627億7千1百万円、経常利益は前連結会計年度比50.2%増の17億1千6百万円、当期純利益は前連結会計年度比10.0%増の10億1千3百万円であります。

(7) 企業集団の主要な事業所

① 当社

本社 東京都港区芝五丁目37番8号
 東京本店 東京都港区芝浦三丁目4番1号
 支店 札幌支店(札幌市) 東北支店(仙台市)
 横浜支店(横浜市) 名古屋支店(名古屋市)
 北陸支店(金沢市) 大阪支店(大阪市)
 四国支店(松山市) 広島支店(広島市)
 九州支店(福岡市)

② 子法人等

日比谷通商株式会社(本社:東京都港区)
 ニッケイ株式会社(本社:東京都品川区)

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	木 村 信 也	
代表取締役副社長	前 川 榮 夫	総務部、財務部、I R・広報室、審査室担当
専 務 取 締 役	日 吉 一 彦	東京本店長
常 務 取 締 役	久保田 敏 也	東京本店都市設備本部長
常 務 取 締 役	渥 美 静 夫	大阪支店長兼西日本事業推進本部長
取 締 役	田 中 勝 正	東北支店長
取 締 役	篠 田 易 男	東京本店都市設備本部副本部長
取 締 役	石 井 均	東京本店開発営業推進部長
取 締 役	池 田 政 弘	企画部長
取 締 役	石 川 政 憲	広島支店長
取 締 役	猪 原 鉄 博	東京本店エンジニアリング本部長 兼技術研究所担当
取 締 役	加 藤 敏	名古屋支店長
取 締 役	寺 井 講 治	東京本店都市設備本部副本部長
取 締 役	福 木 盛 男	東京本店N T T本部長 兼安全・品質管理推進室担当
取 締 役	古 畑 明 敏	
取 締 役	岩 田 英 昭	株式会社エヌ・ティ・ティ・建築総合研究所代表取締役社長
常 勤 監 査 役	村 川 久	
監 査 役	松 崎 和 臣	
監 査 役	松 本 充 弘	
監 査 役	佐 藤 誠	共立建設株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役古畑明敏、同岩田英昭はいずれも商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役村川 久、同佐藤 誠はいずれも「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 平成18年4月1日付で担当職務を次のとおり変更しました。

	(変更前)	(変更後)
前 川 榮 夫	総務部、財務部、I R・広報室 審査室担当	総務部、財務部、I R・広報室 審査室、C S R推進室担当

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	24百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	24百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(10) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

*本営業報告書中の百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	45,911	流 動 負 債	25,988
現金預金	11,500	支払手形及び工事未払金等	20,298
受取手形及び完成工事未収入金等	22,257	短期借入金	780
有価証券	5,324	未払法人税等	834
未成工事支出金等	5,603	未成工事受入金	2,865
繰延税金資産	433	賞与引当金	707
その他	867	完成工事補償引当金	49
貸倒引当金	△ 75	工事損失引当金	105
固 定 資 産	38,217	その他	346
有形固定資産	639	固 定 負 債	4,180
建物・構築物	272	繰延税金負債	1,279
土地	200	退職給付引当金	2,737
その他	166	役員退職慰勞引当金	162
無形固定資産	102	負 債 合 計	30,168
投資その他の資産	37,474	(少 数 株 主 持 分)	
投資有価証券	31,438	少数株主持分	1,122
長期貸付金	41	(資 本 の 部)	
長期保険等掛金	2,629	資 本 金	5,753
繰延税金資産	25	資本剰余金	5,931
その他	3,431	利益剰余金	38,133
貸倒引当金	△ 92	株式等評価差額金	4,221
資 産 合 計	84,128	自 己 株 式	△ 1,202
		資 本 合 計	52,837
		負債、少数株主持分及び資本合計	84,128

(注)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は別注記しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,579百万円
3. 持分法非適用関連会社 三条ユニバーシティハウス株式会社が損害保険会社と締結した履行保証保険契約（保険金額180百万円）に基づく償還債務について、連帯して保証しております。
4. 発行済株式数 普通株式 38,000,309株 自己株式数 普通株式 1,655,936株

連結損益計算書

(平成17年4月1日から)
(平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

経常	営業損益	完成工事高等 完成工事原価等 完成工事等総利益 販売費及び一般管理費 営業利益		62,771 56,413 6,357 5,625 731
	損益の部	営業外収益 受取利息 受取配当金額 連結調整勘定売却 持分法による投資利益 その他営業外収益 営業外費用 支払利息 事務所移転費用 その他営業外費用 経常利益	310 139 44 313 208 13 7 10	1,016 31
特別損益の部	特別利益 過年度工事未払金等戻入益 貸倒引当金戻入益 投資有価証券売却益 特別損失 投資有価証券評価損 貸倒引当金繰入額 減損損失 投資有価証券売却損	38 31 7 14 12 2 1	77 31	
	税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 当期純利益		1,762 875 △ 222 96 1,013	

- (注) 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は別注記しております。
2. 当社及び連結子法人等は、事業資産については管理会計上の区分ごとに、将来の用途が定まっていない遊休資産については個別物件ごとにグルーピングしております。

当連結会計年度において著しく時価が下落している資産については、今後の利用計画が定まっていないため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2百万円（土地2百万円）として特別損失に計上しております。

用	途	種	類	場	所
遊	休	資	産	土	地
神	奈	川	厚	木	市

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却可能価額（適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定したもの）を採用しております。

3. 1株当たりの当期純利益 26円25銭

<別注記>

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数

すべての子法人等（2社）を連結しております。

なお、子法人等の名称は、次のとおりであります。

日比谷通商株式会社

ニッケイ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数

関連会社（1社）に関する投資について、持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社名、並びに持分法非適用の関連会社名は次のとおりであります。

持分法適用の関連会社名

日本メックス株式会社

持分法非適用の関連会社名

岐阜大学総合研究棟SPC株式会社

三条ユニバーシティハウス株式会社

上記の持分法非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

持分法適用会社に対する投資の連結貸借対照表計上額の、当該会社の純資産に対する連結持分額に対する超過額及び不足額はその発生時より3年間で均等償却しております。

なお、当期超過額の償却額は47百万円、不足額の償却額は108百万円、当連結会計年度末における不足額未償却残高は108百万円であります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価の方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ 未成工事支出金の評価は個別法による原価法によっております。また、連結子法人等のたな卸資産は個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産……定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上の方法

① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金……完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。

④ 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金……当社及び連結子法人等は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他重要な連結貸借対照表等の作成に関する会計方針

① 長期請負工事の収益計上処理……長期大型工事（請負金額10億円以上、工期12ヶ月以上、進捗率30%以上の工事）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は2,663百万円であります。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

4. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法
連結子法人等の資産及び負債の評価は部分時価評価法によっております。
5. 連結調整勘定の償却に関する事項
3年間の均等償却を行っております。

会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は、2百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

① 厚生年金基金

当社及び連結子法人等の一部は、退職金制度に上積みして、総合設立型である東京空調衛生工事業厚生年金基金に加入しております。

② 適格年金

当社及び連結子法人等は、退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用しております。

③ 退職一時金

当社及び連結子法人等は、規定に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務（厚生年金基金）	一百万円
（適格年金）	△2,457百万円
（退職一時金）	△2,560百万円

（注）連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

② 年金資産（厚生年金基金）（注）	4,613百万円
（適格年金）	2,184百万円
（退職一時金）	－百万円
（注）当社及び連結子法人等の厚生年金基金における年金資産の額は掛金拠出割合により算出しております。	
③ 退職給付引当金（厚生年金基金）	－百万円
（適格年金）	△50百万円
（退職一時金）	△2,686百万円
④ その他退職給付債務に関する事項 未認識数理計算上の差異	94百万円
3. 退職給付費用に関する事項	
① 退職給付費用	514百万円
② 勤務費用	250百万円
③ 利息費用	114百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	15百万円
⑤ その他退職給付費用に関する事項 期待運用収益	△14百万円
厚生年金基金への拠出額	148百万円
（注）簡便法を適用している連結子法人等の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
① 割引率：退職給付の見込支払日までの平均期間に基づいて設定しております。	
（厚生年金基金）	－%
（適格年金）	2.5%
（退職一時金）	2.5%
② 期待運用収益率（厚生年金基金）	－%
（適格年金）	0.78%
③ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準	
④ 数理計算上の差異の処理年数	10年

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：百万円)
有価証券評価損	384
未払事業税等	80
賞与引当金	288
退職給付引当金	1,095
預託金評価損	25
役員退職慰労引当金	66
株式等評価差額金	24
その他	303
繰延税金資産小計	2,269
評価性引当額	△171
繰延税金資産合計	2,097
繰延税金負債	
未成工事支出金	△26
土地圧縮積立金	△1
株式等評価差額金	△2,885
その他	△3
繰延税金負債合計	△2,917
繰延税金負債の純額	△820

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	4.1
永久に益金に算入されない項目	△0.9
住民税均等割額等	3.0
評価性引当額	△0.3
持分法による投資利益	△7.2
その他	△2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0

(注) 連結貸借対照表及び連結損益計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

日比谷総合設備株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 晶 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第41期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日比谷総合設備株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第41期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月17日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

常勤監査役 村 川 久 ⑩

監査役 松 崎 和 臣 ⑩

監査役 松 本 充 弘 ⑩

監査役 佐 藤 誠 ⑩

(注) 監査役村川 久、同佐藤 誠は、いずれも旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,318	流動負債	20,629
現金預金	9,193	支払手形	1,904
受取手形	2,510	工事未払金	14,305
完成工事未収入金	15,160	未払法人税等	642
有価証券	5,324	未成工事受入金	2,865
未成工事支出金	4,967	賞与引当金	601
繰延税金資産	365	完成工事補償引当金	49
その他	859	工事損失引当金	105
貸倒引当金	△ 63	その他	155
固定資産	26,118	固定負債	3,927
有形固定資産	539	繰延税金負債	1,153
建物	249	退職給付引当金	2,650
構築物	2	役員退職慰労引当金	123
器具	6	負債合計	24,556
備品	87	(資本の部)	
土地	193	資本金	5,753
無形固定資産	95	資本剰余金	5,931
電話加入権	17	資本準備金	5,931
その他	78	利益剰余金	25,329
投資その他の資産	25,484	利益準備金	1,270
投資有価証券	19,606	任意積立金	21,691
子会社株式	155	土地圧縮積立金	1
長期貸付金	34	配当準備積立金	320
長期保証金	1,529	別途積立金	21,370
破産債権、更生債権等	53	当期末処分利益	2,367
長期前払費用	2	株式等評価差額金	4,058
長期保険等掛金	2,609	自己株式	△ 1,192
その他	1,575	資本合計	39,880
貸倒引当金	△ 84	負債及び資本合計	64,437
資産合計	64,437		

(注)

1. 重要な会計方針は別注記しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,177百万円
3. 子会社に対する短期金銭債権 15百万円
子会社に対する短期金銭債務 1,420百万円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務用機器、及び工事用車両についてはリース契約により使用しております。
5. 退職給付関係は別注記しております。
6. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 4,058百万円
7. 関連会社 三条ユニバーシティハウス株式会社が損害保険会社と締結した履行保証保険契約(保険金額180百万円)に基づく償還債務について、連帯して保証しております。
8. 発行済株式数 普通株式 38,000,309株 自己株式数 普通株式 1,504,174株

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から)
(平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

経常 損益の部	営業 損益	完成工事高		52,177
		完成工事原価		47,627
		完成工事総利益		4,550
		販売費及び一般管理費		4,215
		営業利益		334
営業 外 損 益	営業 外 損 益	営業外収益		
		受取利息	310	
		受取配当金	157	
		その他営業外収益	214	681
		営業外費用		
	支払利息	2		
	その他営業外費用	7	10	
	経常利益			1,006
特別 損益の部	特別 損益	特別利益		
		貸倒引当金戻入益	31	
		投資有価証券売却益	7	38
		特別損失		
		投資有価証券評価損	14	
	貸倒引当金繰入額	12		
	投資有価証券売却損	1	28	
		税引前当期純利益		1,016
		法人税、住民税及び事業税		684
		法人税等調整額		△ 208
		当期純利益		540
		前期繰越利益		2,119
		自己株式処分差損		19
		中間配当額		272
		当期未処分利益		2,367

- (注) 1. 重要な会計方針は別注記しております。
 2. 子会社との取引高 仕入高 4,562百万円
 その他の営業取引高 72百万円
 3. 1株当たりの当期純利益 13円88銭

<別注記>

重要な会計方針

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則及び手続は次のとおりであります。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。
時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法によっております。
3. 未成工事支出金の評価基準及び評価方法
個別法による原価法によっております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産……………定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。
 - (3) 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。
 - (4) 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。これは商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

- (5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した期より費用処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
6. 完成工事高の計上基準は工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（請負金額10億円以上、工期12ヶ月以上、進捗率30%以上の工事）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は2,663百万円であります。
7. リース取引の処理方法については、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

（固定資産の減損に係る会計基準）

当期から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

① 厚生年金基金

昭和58年7月1日から従来の退職金制度に上積みして、総合設立型である東京空調衛生工事業厚生年金基金に加入しております。

② 適格年金

昭和51年4月1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用しております。

③ 退職一時金

規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務（厚生年金基金）	－百万円
（適格年金）	△2,213百万円
（退職一時金）	△2,483百万円

② 年金資産 (厚生年金基金) (注)	4,283百万円
(適格年金)	1,952百万円
(退職一時金)	－百万円
(注) 当社の厚生年金基金における年金資産の額は掛金拠出割合より算出しております。	
③ 退職給付引当金 (厚生年金基金)	－百万円
(適格年金)	△39百万円
(退職一時金)	△2,610百万円
④ その他退職給付債務に関する事項 未認識数理計算上の差異	94百万円
3. 退職給付費用に関する事項	
① 退職給付費用	468百万円
② 勤務費用	216百万円
③ 利息費用	114百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	15百万円
⑤ その他退職給付費用に関する事項 期待運用収益	△14百万円
厚生年金基金への拠出額	136百万円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
① 割引率：退職給付の見込支払日までの平均期間に基づいて設定しております。	
(厚生年金基金)	－%
(適格年金)	2.5%
(退職一時金)	2.5%
② 期待運用収益率 (厚生年金基金)	－%
(適格年金)	0.78%
③ 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準	
④ 数理計算上の差異の処理年数	10年

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)	
繰延税金資産	
有価証券評価損	383
未払事業税等	63
賞与引当金	244
退職給付引当金	1,078
預託金評価損	24
役員退職慰労引当金	50
株式等評価差額金	24
その他	236
繰延税金資産小計	<u>2,106</u>
評価性引当額	<u>△139</u>
繰延税金資産合計	1,967
繰延税金負債	
未成工事支出金	△26
土地圧縮積立金	△1
株式等評価差額金	△2,722
その他	△3
繰延税金負債合計	<u>△2,754</u>
繰延税金負債の純額	<u>△787</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	6.1
永久に益金に算入されない項目	△2.2
住民税均等割額等	4.9
評価性引当額	△0.5
その他	△2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>46.9</u>

(注) 貸借対照表及び損益計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益		2,367,201,200
利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金 1 株 に つ き 17 円 50 銭 〔普通配当 7 円 50 銭〕 〔記念配当 10 円 00 銭〕	638,682,362	
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	36,650,000 (2,280,000)	675,332,362
次 期 繰 越 利 益		1,691,868,838

(注) 平成17年12月9日に 272,435,730 円 (1株につき7円50銭) の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月16日

日比谷総合設備株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 晶 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 川 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第41期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第41期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月17日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

常勤監査役 村 川 久 ⑩

監査役 松 崎 和 臣 ⑩

監査役 松 本 充 弘 ⑩

監査役 佐 藤 誠 ⑩

(注) 監査役村川 久、同佐藤 誠は、いずれも旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

35,372個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第41期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（27頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定した配当の継続等、経営実態を勘案した成果の配分を行うことを基本方針としております。

利益配当金につきましては、1株につき7円50銭の普通配当に、平成18年3月に創立40周年を迎えましたので記念配当として10円を加え、1株につき17円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、平成17年12月に1株につき7円50銭の中間配当を実施いたしておりますので、年間配当金は1株につき25円となります。

また、役員賞与金につきましては、取締役16名、監査役4名に対し、3,665万円（うち監査役分228万円）を支給することといたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 旧商法第212条の規定に基づき、取締役会決議により、平成16年11月25日付で自己株式200万株を消却いたしました。これに伴い、現行定款第5条但書により、会社が発行する株式の総数を同株数減ずるものであります。
- (2) 取締役会の機能強化と活性化及び業務執行に対する監督機能強化を図るため、執行役員制度を導入することに伴い、現行定款第16条の取締役の定員を「22名」から「11名」に変更するものであります。
- (3) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）並びにその関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ①当会社に設置する機関を定めるため、変更定款案第4条を新設するものであります。

- ②公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条を変更定款案第5条のとおり変更するものであります。
- ③株券を発行する旨を定めるため、変更定款案第7条を新設するものであります。
- ④単元未満株主の権利を明確にするため、変更定款案第10条を新設するものであります。
- ⑤株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の制度を採用するため、変更定款案第17条を新設するものであります。
- ⑥株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数及び代理権を証明する方法を明確にするため、現行定款第15条を変更定款案第19条のとおり変更するものであります。
- ⑦取締役会の機動的な運営を目的として、書面等による決議を可能とするため、変更定款案第26条を新設するものであります。
- ⑧その他関連する規定について、条文の新設又は削除を行うとともに、用語及び引用条文等について、所要の変更を行うものであります。
- (4) 現行定款の規定を全般的に見直して、条文の整備及び字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条 文 省 略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 (条 文 省 略)	第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 (条 文 省 略)	第 3 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>98,500,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社は、<u>1,000株をもって株式の1 単元とする。</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>96,500,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求</u>することができる。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(第13条に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 (新 設)</p> <p>2. 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）並びに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ</u>当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(第9条より移設)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿等に記載又は記録された議決権を行使できる株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会 (招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p>第13条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(第15条に移設)</p> <p>第3章 株 主 総 会 (招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(第11条より移設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長が招集して議長となる。<u>取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって、<u>これを決する。</u></p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長が招集して議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、<u>22名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、すべて累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(第21条より移設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集して議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(取締役会の決議方法)</u> 第20条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u> 第21条 <u>取締役会の決議により、取締役中から代表取締役若干名を選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長及び専務取締役並びに常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役の報酬)</u> 第22条 <u>取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>2. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(第23条に移設)</p> <p><u>(取締役会規程)</u> 第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第23条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、<u>各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>監査役の報酬</u>)</p> <p><u>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(<u>営業年度</u>)</p> <p><u>第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p><u>第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金及び中間配当金が、</u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、<u>その支払の義務を免れるものとする。</u>ただし、<u>利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>その支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。ただし、<u>剰余金の配当及び中間配当</u>には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（16名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
1	木 村 信 也 (昭和19年6月12日生)	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成7年6月 日本電信電話(株)不動産開発推進部建築企画室長 平成9年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発(株)取締役ビルサービス本部統括部長 平成13年6月 同社代表取締役常務首都圏支店長 平成14年7月 同社代表取締役常務ビルサービス本部長 平成16年6月 当社入社、代表取締役社長現在に至る	11,268株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
2	宇垣 義昭 (昭和24年11月23日生)	昭和47年4月 日本電信電話公社入社 平成11年7月 日本電信電話㈱監査役室長兼 第四部門担当部長 平成13年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 関西取締役経理部長 平成14年7月 同社取締役財務部長 平成16年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 常務取締役財務部長 平成17年6月 同社取締役常務執行役員財務 部長 現在に至る	4,000株
3	久保田 敏也 (昭和20年2月16日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年7月 当社設計積算室長 平成12年6月 当社取締役設計積算室長 平成13年8月 当社取締役大阪支店副支店長 平成14年10月 当社取締役東北支店長 平成16年6月 当社常務取締役東京本店副本 店長兼工事本部長 平成17年7月 当社常務取締役東京本店都市 設備本部長 現在に至る	11,054株
4	渥美 静夫 (昭和21年10月10日生)	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 昭和63年1月 日本電信電話㈱北海道建築セ ンタ所長 平成7年7月 ㈱エヌ・ティ・ティ ファシ リティーズ都市・建築デザイ ン部設備部門担当部長 平成10年4月 当社入社、営業本部担当部長 平成10年7月 当社営業本部副本部長 平成12年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成13年8月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成16年6月 当社常務取締役大阪支店長 平成16年10月 当社常務取締役大阪支店長兼 西日本事業推進本部長 現在に至る	7,828株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
5	篠田 易男 (昭和24年10月2日生)	昭和47年4月 ㈱住友銀行入行 平成8年10月 同行マドリード支店長兼バル セロナ支店長 平成11年5月 同行麹町法人部長 平成13年4月 当社入社、営業本部副本部長 平成13年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成13年8月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店都市設備 本部副本部長 現在に至る	8,669株
6	池田 政弘 (昭和19年11月7日生)	昭和43年4月 当社入社 昭和63年10月 当社工事本部施工技術部長 平成8年4月 当社安全対策推進室長 平成13年8月 当社安全・品質管理推進室長 兼東京本店設計・技術本部長 平成15年6月 当社取締役安全・品質管理推 進室長兼東京本店設計・技術 本部長 平成15年7月 当社取締役設計積算担当 平成16年4月 当社取締役工事支援室長 平成16年10月 当社取締役東京本店工事本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役企画部長 現在に至る	6,771株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
7	猪 原 鉄 博 (昭和25年1月25日生)	昭和49年4月 日本電信電話公社入社 平成5年2月 日本電信電話(株)不動産開発推 進部建築企画室担当部長 平成11年1月 (株)エヌ・ティ・ティ ファシ リティーズ営業本部総合営業 部長 平成13年4月 当社入社、社長付部長 平成13年8月 当社事業推進本部事業企画部 長 平成14年12月 当社企画部長 平成15年6月 当社取締役企画部長 平成16年6月 当社取締役企画部長兼新規事 業開発本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店エンジニ アリング本部長 現在に至る	7,121株
8	加 藤 敏 (昭和21年9月24日生)	昭和44年4月 日本電信電話公社入社 昭和62年7月 日本電信電話(株)企業通信シス テム事業本部中部営業部長 平成6年6月 エヌ・ティ・ティ・リース(株) 取締役営業第四部長 平成8年6月 同社取締役東海支店長 平成14年7月 同社取締役監査部長 平成16年6月 当社入社、取締役名古屋支店 長 現在に至る	3,375株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
9	福 木 盛 男 (昭和24年11月24日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成5年7月 日本電信電話(株)関西支社設備 企画部不動産企画室長 平成11年1月 (株)エヌ・ティ・ティ ファシ リティーズ建築事業本部都 市・建築設計事業部設備設計 部長 平成15年6月 同社建築事業本部都市・建築 設計事業部設備エンジニアリ ング部長 平成16年4月 当社入社、特別参与東京本店 営業本部副本部長 平成16年6月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店N T T本 部長 現在に至る	3,375株
10	岩 田 英 昭 (昭和19年9月11日生)	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成4年7月 日本電信電話(株)不動産開発推 進部担当部長 平成6年7月 同社グループ企業推進本部企 画部担当部長 平成8年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・建築総 合研究所取締役技術開発部長 平成11年6月 同社常務取締役西日本担当関 西事務所長 平成12年6月 同社代表取締役社長 現在に至る (平成18年6月退任予定) 平成14年6月 当社取締役 現在に至る (他の会社の代表状況) (株)エヌ・ティ・ティ・建築総 合研究所代表取締役	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
11	鎮西俊一 (昭和21年11月14日生)	昭和58年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成9年9月 仙谷・石田法律事務所入所 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、岩田英昭、鎮西俊一の両氏は、社外取締役の要件を満たしております。
2. 候補者岩田英昭氏は、㈱エヌ・ティ・ティ・建築総合研究所の代表取締役であり、当社は同社との間に開発受託等の営業取引があります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役前川榮夫、日吉一彦、田中勝正、石井均、石川政憲、寺井講治、古畑明敏の各氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める規定の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
前川 榮夫	平成14年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
日吉 一彦	平成8年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成17年1月 当社専務取締役 現在に至る
田中 勝正	平成12年6月 当社取締役 現在に至る
石井 均	平成13年6月 当社取締役 現在に至る
石川 政憲	平成15年6月 当社取締役 現在に至る
寺井 講治	平成16年6月 当社取締役 現在に至る
古畑 明敏	平成14年6月 当社取締役 現在に至る

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

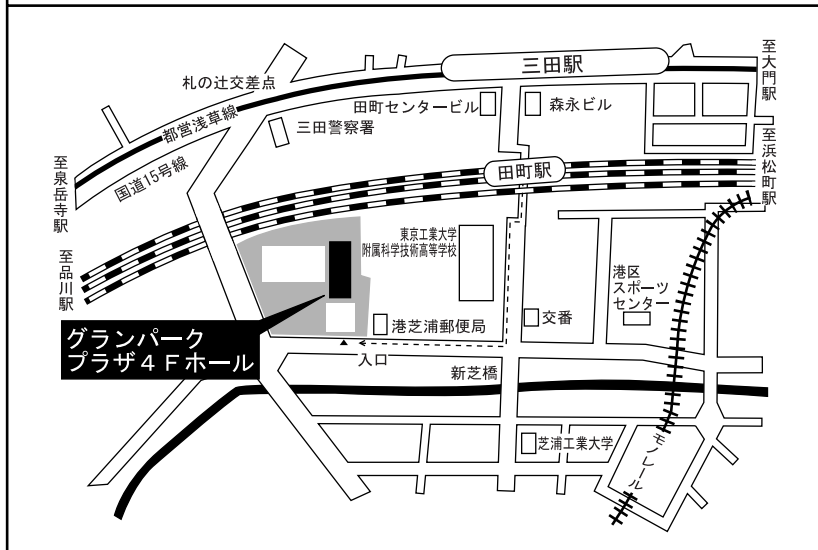
当社の取締役及び監査役の報酬額は、昭和57年6月29日開催の第17回定時株主総会において、取締役の報酬額を「月額2,000万円以内」、監査役の報酬額を「月額300万円以内」とご承認いただき、今日に至っておりますが、執行役員制度の導入に伴う取締役の減員並びにその後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を「年額22,000万円以内」、監査役の報酬額を「年額3,600万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含むものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は16名、監査役は4名ですが、第3号議案が承認可決されますと、取締役は11名、監査役は4名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図



場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール
☎03 (5441) 2163
(1Fの流水書房が目印)

交 通 (JR)
田町駅芝浦口から徒歩5分
(地下鉄)
都営浅草線・三田線三田駅A4出口から徒歩7分